

○草津っ子サポート事業実施要綱

平成28年5月18日

告示第161号

(目的)

第1条 この要綱は、1歳未満の子ども（以下「子ども」という。）を養育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事、育児等に関する支援を行う事業の実施に関し必要な事項を定め、もって家事、育児に負担と不安が生じる時期における子育ての安定化を図り、誰もが安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを促進することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 ホームヘルパーの利用対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 1歳未満の子どもを養育している者

(利用期間等)

第3条 ホームヘルパーの利用期間は、子どもが1歳に達する日の前日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる日にあっては利用できないものとする。

- (1) 土曜日および日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日から同月3日までおよび12月29日から同月31日まで

3 ホームヘルパーの利用は、1日1回限りとする。

4 利用可能時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。

5 利用時間数は、原則として1時間を単位とし、1回当たり2時間を限度とする。ただし、通院等の介助の場合は、1回当たり4時間を限度とする。

6 総利用時間数は、子ども1人につき、6時間を限度とする。

(支援の内容)

第4条 ホームヘルパーが行う支援の内容は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	支援の内容
家事援助	食事の準備および後片付け

	住居等の清掃および整理整頓
	衣類の洗濯
	生活必需品の買い物
	その他必要な家事
育児援助	食事および授乳介助
	おむつ交換支援
	沐浴介助
	乳幼児の兄姉の育児、送迎
	通院等の介助
	育児相談
	その他必要な育児

(利用券)

第5条 市長は、利用対象者に対し、子ども1人につき6枚の草津っ子サポート事業利用券（以下「利用券」という。）を交付するものとする。

2 利用対象者は、前項の利用券1枚につき1時間ホームヘルパーを利用することができる。

(利用の申込み)

第6条 ホームヘルパーを利用しようとする者は、おおむね利用希望日の10日前までに市長に申込みをしなければならない。

(派遣)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、当該申込みを受けた時点において申込者の希望する日時に派遣可能なホームヘルパーが存在するときは、ホームヘルパーを派遣する。

(利用手数料)

第8条 ホームヘルパーを利用する者は、利用手数料として、草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）別表第37項に定める額を負担するものとする。

(利用手数料の免除)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、草津市手数料条例第7条第2号に該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている世帯に属する者
 - (2) 草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）第24条第1項の規定により当該年度の市民税が非課税となった世帯または同条例第51条第1項の規定により当該年度の市民税を免除された世帯に属する者
- 2 草津市手数料条例施行規則（昭和58年草津市規則第21号）第2条第1項の理由を証する書面は、市に備え付けの公簿等の記載または記録により当該理由が判明する場合であつて、職員がそれらを閲覧することに同意をするときは、これを省略することができる。

（事業の委託）

第10条 市長は、事業の一部を社会福祉法人その他事業目的の達成に資すると認める者（次条において「委託事業者」という。）に委託して行うことができる。

（委託料）

第11条 市長は、ホームヘルパーを派遣したときは、1時間当たり2,500円に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た金額および地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合計した額を加えた額から第8条に定める利用手数料を控除した額を、委託事業者に支払うものとする。

（細目）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める

付 則

この要綱は、平成28年5月18日から施行する。

付 則（平成30年4月1日告示第115号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月26日告示第58号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和6年3月18日告示第39号）

この要綱は、令和6年3月18日から施行する。